



## 若年性認知症支援コーディネーター 古屋富士子氏 Vol.2

久里浜医療センターで若年性認知症支援コーディネーターとして、相談業務に従事している古屋さんに、お話を伺いました。

### 【若年性認知症支援コーディネーターにはどのような相談が来るのでしょうか。】

ご本人からの相談もありますが、多いのは配偶者、子ども、会社の上司や人事担当者、会社の産業医や看護師、そして市町村の若年性認知症担当者や地域包括支援センター、ケアマネージャーなどです。

相談内容の一例で、障害年金のお話があります。障害年金は、初診から1年6か月を経過すると申請ができます。ただ、障害年金を受けてお金が入るからそれでいいという方もいますが、多くはできれば働きたいという気持ちを持っています。まだ40代50代で働ける場所があれば働きたいと考えるのは当然のことです。

しかし、現実にはIT企業などの場合、障害者が働く部署は全くないと言われたことがあります。紙ベースの業務はなく、シュレッターの操作や郵便物の振り分けなど障害者に向けた業務はありませんということです。また、同じ会社に御夫婦で共働きのケースでは、妻が人事と話し合いをして、都内の本社から自宅に近い営業所への異動ができないかを相談したケースがあります。診断後2年経過した今も、新たな場所で就労継続しています。

退職すると新しい職場を探すことになりますが、若年性認知症は進行性の疾患ですので、ハローワークはかなり難しいです。障害福祉事業の一つである就労継続支援A型・B型に繋ぐこともあります。

また他市の例ですが、障害者雇用促進センターで行う職業能力評価を受けている方がいます。3年前にあいさつに伺った時は、認知症は進行性の病気だから、今ここで職業能力判定を行う意味がありますかと言われました。しかし若年性認知症に対しての国の施策や県の取り組みなど少しずつ変わってきていると感じています。現在では、若年性認知症の方が、職業能力評価を受けてパソコンの操作ができるので、ワードなどで文章の作成業務はできると評価を受けています。

### 参考 就労継続支援とは

援助付き雇用の一つ。障害者に一般企業・団体での就労を目指し、就労に際して必要な最低限のスキルや技能を身につけることを目的とする。A型事業所は雇用契約が締結されるため、最低賃金の給与が保証される。対してB型事業所は事業所との雇用関係はないが、事業所から給与に代わる作業費用(工賃、最低月額3000円)を受給して就労を行う。